

新型コロナウイルス感染症に関わる

# 市税・使用料等の 減免、免除、徴収猶予

※ 今後、新型コロナウイルス感染症に関わる新たな支援制度が出来た場合は、この冊子の内容を随時更新します。

令和4年5月24日現在  
養父市

# 目次

## 市税・使用料等の減免、免除、徴収猶予

① 市税の徴収猶予（税務課）	1
② 市県民税の減免（税務課）	2
③ 国民健康保険税の減免（税務課）	3
④ 国民健康保険税の軽減（保険医療課）	4
⑤ 国民健康保険一部負担金の減額、免除、徴収猶予（保険医療課）	5
⑥ 後期高齢者医療保険一部負担金の免除、徴収猶予（保険医療課）	6
⑦ 後期高齢者医療保険料の減免（保険医療課）	7
⑧ 国民年金保険料の免除、納付猶予（保険医療課）	8
⑨ 介護保険料の減免、徴収猶予（介護保険課）	9
⑩ 介護保険利用者負担金の減免（介護保険課）	10
⑪ 水道料金・下水道使用料等の徴収猶予（上下水道課）	11
⑫ 市営住宅家賃の減免及び市営住宅の申込について（土地利用未来課）	12

制度の名称	市税の徴収猶予
支援の内容・活用できる方	<p>市税を一時に納付・納入することが困難な場合は、申請に基づき審査を行い、原則として1年以内の期間に限り徴収猶予が認められ、分割納付・分割納入することができます。</p> <p>○活用できる方 以下の要件のいずれかに該当する納税者または特別徴収義務者</p> <p>(1) 震災、風水害、火災、その他の災害等を受け、または盗難にあった場合</p> <p>(2) 納税義務者等または納税義務者等と生計を一にする親族が病気または負傷し、収入が大きく減少した場合</p> <p>(3) 事業を廃止、または休止した場合</p> <p>(4) 事業等で著しい損失を受けた場合</p> <p>(5) その他</p> <p>○対象となる税金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税</li> <li>・市県民税</li> <li>・国民健康保険税</li> <li>・軽自動車税</li> <li>・法人市民税</li> </ul> <p>○支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間の徴収猶予</li> <li>・延滞金なし</li> </ul> <p>※担保が必要となる場合があります。</p>
必要なもの	①申請書 ②添付書類(売上帳、預金通帳等の写し) ③その他必要書類
申請の期限	猶予を受けようとする市税の納期限
問合せ先	経営企画部 税務課 管理収納グループ TEL: 662-3164

制度の名称	市県民税の減免												
支援の内容・活用できる方	<p>市県民税の納付が困難になったとき、申請により所得に応じて市県民税の軽減又は免除を行います。</p> <p>【市県民税の減免】</p> <p>○減免期間 申し出から当該年度末まで</p> <p>○減免となる条件 納税義務者が失業、休業、廃業、退職、疾病、事業の不振により、その年の所得が前年の所得の2分の1以下に減少するとき</p> <p>○減免割合</p> <table border="0"> <tr> <td>前年の所得</td> <td>軽減又は免除の割合</td> </tr> <tr> <td>100万円以下</td> <td>所得割額の全額</td> </tr> <tr> <td>200万円以下</td> <td>所得割額の10分の7</td> </tr> <tr> <td>300万円以下</td> <td>所得割額の10分の5</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>所得割額の10分の3</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>所得割額の10分の1</td> </tr> </table> <p>※ ただし、前年中の総所得額が500万円を超える方については減免が適用されません。</p> <p>※ 国の制度改正により内容が変更になる可能性があります。</p> <p>○活用できる方 失業、廃業等により収入が減少した方。新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した方も対象になる場合があります。</p>	前年の所得	軽減又は免除の割合	100万円以下	所得割額の全額	200万円以下	所得割額の10分の7	300万円以下	所得割額の10分の5	400万円以下	所得割額の10分の3	500万円以下	所得割額の10分の1
前年の所得	軽減又は免除の割合												
100万円以下	所得割額の全額												
200万円以下	所得割額の10分の7												
300万円以下	所得割額の10分の5												
400万円以下	所得割額の10分の3												
500万円以下	所得割額の10分の1												
必要なもの	①申請書 ②所得の減少理由を証明するもの（離職証明書、公的機関への事業休廃止の届出書の写し、診断書等） ③収入等を証明する書類												
申請の期限	減免を受けようとする納期の納期限												
問合せ先	経営企画部 税務課 市民税グループ TEL：662-3164												

制度の名称	国民健康保険税の減免
支援の内容・活用できる方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれ、それぞれの基準に該当する場合は、申請により国民健康保険税の全部または一部を減免します。</p> <p>【保険税の減免】</p> <p>○減免期間 令和4年度分の国民健康保険税で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもので該当する期間</p> <p>○活用できる方</p> <p>(1) 又は(2)に該当する世帯</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の3点全てに該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</li> <li>・ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。</li> <li>・ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること。</li> </ul> <p>○減免額 全額免除から2割減額まで</p>
必要なもの	<p>①申請書 ②主たる生計維持者の令和4年中の収入見込みがわかるものの写し（離職証明書、公的機関への事業廃止の届出書、診断書、給与明細書、帳簿等） ③主たる生計維持者及び国保加入者全員の前年の収入がわかるものの写し（確定申告書、源泉徴収票等） ④申請者の本人確認書類</p>
申請の期限	原則、減免を受けようとする納期の納期限
問合せ先	経営企画部税務課 市民税グループ TEL：079-662-3164

制度の名称	国民健康保険税の軽減
支援の内容・活用できる方	<p>倒産や解雇などで非自発的な離職を余儀なくされた65歳未満の失業者について、国民健康保険税の所得割算定の際に用いる前年所得のうち、給与所得を3割に減額して計算します。</p> <p>【軽減期間】 離職の翌日から翌年度末まで</p> <p>【減免となる方】 ハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄に記載されている離職理由コードが、11、12、21、22、31、32の「特定受給資格者」と、23、33、34の「特定理由離職者」が軽減の対象となります。</p> <p>○活用できる方 倒産、リストラなど非自発的な理由で離職を余儀なくされた国民健康保険加入者の方</p>
必要なもの	①申請書 ②雇用保険受給資格者証
申請の期限	
問合せ先	健康福祉部 保険医療課 国保・後期・年金グループ TEL：662-3165

制度の名称	国民健康保険一部負担金の減額、免除、徴収猶予
支援の内容・活用できる方	<p>窓口一部負担金(保険診療にかかる自己負担金)について、支払が困難であると認められる場合、申請により、減額、免除、又は徴収猶予することができます。</p> <p>【期間】申請から6か月</p> <p>【減免割合】 所得、財産(預貯金)の状況により審査、判定します。 詳細については相談時にお問い合わせください。</p> <p>○活用できる方 新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した国民健康保険被保険者</p>
必要なもの	①申請書 ②収入証明書 ③生活・療養状況報告書 ④失業、廃業等が確認できる証明書 ⑤貯金通帳の写し
申請の期限	
問合せ先	健康福祉部 保険医療課 国保・後期・年金グループ TEL：662-3165

制度の名称	後期高齢者医療保険一部負担金の免除、徴収猶予
支援の内容・活用できる方	<p>窓口一部負担金(保険診療にかかる自己負担金)について、兵庫県後期高齢者医療広域連合において支払が困難であると認められる場合、申請により、免除することができる場合があります。また、減免の要件に該当しない場合において兵庫県後期高齢者医療広域連合が必要と認めるときはその徴収を猶予することができる場合があります。</p> <p>*いずれも兵庫県後期高齢者医療広域連合による審査、判定があります。また、決定には時間を要する場合があります。</p> <p>【期間】(免除)申請から6か月間を限度 (猶予)申請から3か月間を限度</p> <p>【減免割合】 所得、財産(預貯金)の状況により審査、判定します。 詳細については相談時にお問い合わせください。</p> <p>○活用できる方 新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した後期高齢者医療被保険者</p>
必要なもの	①申請書 ②生活状況申告書 ③世帯全員の収入状況が確認できる書類(離職証明書等) ④収入から控除する実費控除の額が確認できる書類 ⑤減免事由が確認できる書類 ⑥その他必要な書類
申請の期限	
問合せ先	健康福祉部 保険医療課 国保・後期・年金グループ TEL:662-3165

制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免
支援の内容・活用できる方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれ、それぞれの基準に該当する場合は、申請により後期高齢者医療保険料の全部または一部を減免します。</p> <p>○減免期間 令和4年度分の後期高齢者医療保険料で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもので該当する期間</p> <p>○活用できる方</p> <p>(1) 又は(2)に該当する世帯</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の3点全てに該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</li> <li>・ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。</li> <li>・ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること。</li> </ul> <p>○減免額 全額免除から2割減額まで</p>
必要なもの	<p>(1) に該当する世帯の方 ①申請書 ②医師の死亡診断書や診断書等</p> <p>(2) に該当する世帯の方 ①申請書 ②収入申告書 ③令和3年の収入が分かる書類（確定申告書の控え等） ④令和4年の収入が分かる書類（給与明細書等） ⑤失業・廃業した場合に必要な書類（退職証明書・廃業届等）</p>
申請の期限	
問合せ先	健康福祉部 保険医療課 国保・後期・年金グループ TEL：079-662-3165

制度の名称	国民年金保険料の免除、納付猶予
支援の内容・活用できる方	<p>失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、ご本人からの申請により、保険料の納付が免除や納付猶予となる場合があります。</p> <p>※免除等の可否判断は日本年金機構が行います。</p> <p>○活用できる方 （1）又は（2）、（3）に該当する方  （1）雇用保険の被保険者であった方  （2）事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方  （3）新型コロナウイルス感染症の影響より所得が相当程度まで下がり、以下のいずれにも当てはまる方  ①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少  令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。  ②所得が相当程度まで下がった場合  令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方</p>
必要なもの	<p>【雇用保険の被保険者であった方】  雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票等の写し</p> <p>【事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方】  ①厚生労働省が実施する総合支援資金貸付の貸付決定通知書の写し及びその申請時の添付書類の写し  ②履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書  ③税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書の写し（受付印のあるもの）  ④保健所への廃止届出書の控え（受付印のあるもの）  ⑤その他、公的機関が交付する証明書等であって失業の事実が確認できる書類</p> <p>※ ②から⑤までについては、別途、失業の状態にあることの申し立てが必要となります。</p> <p>【新型コロナウイルスの影響により所得が相当程度まで下がった方】  所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））</p>
申請の期限	<p>【申請できる期間】  申請書が受理された月から2年1カ月前まで</p> <p>※新型コロナウイルスの影響により所得が相当程度まで下がった方  ※令和4年5月に申請した場合  令和元年度分（令和2年4月～令和2年6月）  令和2年度分（令和2年7月～令和3年6月）  令和3年度分（令和3年7月～令和4年6月）  令和4年度分（令和4年7月～令和5年6月）（予定）</p>
問合先	健康福祉部 保険医療課 国保・後期・年金グループ 【TEL：662-3165】 日本年金機構豊岡年金事務所【TEL：0796-22-0948】

制度の名称	介護保険料の減免、徴収猶予
支援の内容・活用できる方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、65歳以上の被保険者が介護保険料の納付が困難になったとき、申請により所得の減少割合に応じて介護保険料の減免又は猶予を行います。</p> <p>【保険料の減免】</p> <p>○減免期間 申し出から当該年度末まで</p> <p>○減免となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得金額が前年の所得金額に比べ半分以下となる見込みのとき</p> <p>○対象者 新型コロナウイルス感染症の影響等で収入が減少した介護保険第1号被保険者（65歳以上）の方 ※ 令和5年3月末までに65歳を迎える方も対象となります。</p> <p>【保険料の徴収猶予】</p> <p>○猶予期間 申し出から6か月以内</p> <p>○猶予となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得金額が前年の所得金額に比べ半分以下となる見込みのとき</p> <p>○対象者 新型コロナウイルス感染症の影響等で収入が減少した介護保険第1号被保険者（65歳以上）の方 ※ 令和5年3月末までに65歳を迎える方も対象となります。</p>
必要なもの	①申請書 ②所得の減少理由を証明するもの（離職証明書、公的機関への事業廃止の届出書の写し、診断書等） ③収入等を証明する書類
申請の期限	<p>【保険料の減免】 減免を受けようとする納期の納期限</p> <p>【保険料の徴収猶予】 猶予を受けようとする納期の納期限</p>
問合せ先	健康福祉部 介護保険課 介護保険グループ TEL：662-7603

制度の名称	介護保険利用者負担金の減免
支援の内容・活用できる方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、介護サービスの利用者負担金の支払いが困難になったとき、申請により利用者負担金の減免を行います。</p> <p>【利用者負担金の減免】</p> <p>○減免期間 申し出から6か月以内</p> <p>○減免となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得金額が前年の所得金額に比べ半分以下となる見込みのとき</p> <p>○対象者 新型コロナウイルス感染症の影響等で収入が減少した介護保険被保険者</p>
必要なもの	①申請書 ②所得の減少理由を証明するもの（離職証明書、公的機関への事業廃止の届出書の写し、診断書等） ③収入等を証明する書類
申請の期限	
問合せ先	健康福祉部 介護保険課 介護保険グループ TEL：662-7603

制度の名称	水道料金・下水道使用料等の徴収猶予
支援の内容・活用できる方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少し、一時的に水道料金・下水道使用料・し尿収集手数料・浄化槽清掃手数料の納付が困難な場合、水道料金等猶予申請書による申請をもって料金の納付を猶予します。</p> <p>○猶予期間 納入期限から1年以内</p> <p>※ 詳細はご相談のうえで決定しますので下記お問合せ先までご連絡ください。</p>
必要なもの	①水道料金等猶予申請書 ②収入が減少したことを証する書類
申請の期限	猶予を受けようとする納期の納期限
問合せ先	まち整備部 上下水道課 管理グループ TEL：664-1470

制度の名称	市営住宅家賃の減免及び市営住宅の申込について
支援の内容・活用できる方	<p>市営住宅の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響等により、収入が著しく減少した方は、申請により家賃が減免となる場合があります。 (減少後の収入額によっては、減免にならない場合があります。)</p> <p>【対象となる方の例】</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、勤務先や自営の会社等が経営環境の悪化等により事業活動が縮小し休業等を行った結果、収入が著しく減少された方 ※解雇、退職、倒産、営業停止、売上の減少など</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症拡大防止による、小学校等の臨時休業等に伴う家族等の休暇取得により、収入が減少された方</p> <p>また、収入が減少したことにより、家賃が支払えなくなる等、住宅に困られる方(一定の条件を満たす方)は市営住宅にお申し込みできる場合があります。</p> <p>詳細につきましては下記担当課へお問い合わせください。</p>
必要なもの	①家賃減免申請書 ②収入が減少したことを証する書類
申請の期限	
問合せ先	まち整備部 土地利用未来課 土地利用管理グループ TEL：664-1410